

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊後大野市は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために法令を遵守するとともに、適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊後大野市長

公表日

平成30年4月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	63 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する事務
②事務の概要	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき、中国残留邦人等に対する支援給付事務、配偶者支援を行う。</p> <p>具体的な手続及びその使用するシステムは、</p> <p>①支援給付若しくは配偶者支援金の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。②において「平成19年改正法」という。）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施</p> <p>②支援給付の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその審査に対する応答</p> <p>③支援給付の職権による開始又は職権による変更</p> <p>④支援給付の停止又は廃止</p> <p>⑤支援給付の費用の返還</p> <p>⑥扶養の義務を履行しなければならない者又は不実の申請その他不正な手段により給付を受けた者等からの徴収金の徴収</p> <p>※評価時点で実務はない。（対象者なし）。</p> <p>※エクセルで管理する場合は、パスワード管理を徹底する。</p>
③システムの名称	(ア)MICJET番号連携サーバー、(イ)中間サーバー、(ウ)エクセル
2. 特定個人情報ファイル名	
中間サーバーファイル、エクセルファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の63の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1: 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の26, 87の項</p> <p>2: 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の87の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	社会福祉課
②所属長	社会福祉課長 金山 英三
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課法規係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	社会福祉課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

